

平成29年度第2回
札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成30年1月23日（火）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 16階 第1特別委員会会議室

1. 開 会

○事務局（徳永子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、平成29年度第2回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

子ども企画課長の徳永でございます。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日の委員の出欠状況と会議資料の確認をさせていただきます。

本日の出欠でございますけれども、金子会長、枝村委員、柴田委員、下村委員、平野委員、前田委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、本日の参加委員数は25名となっております。

なお、金子会長がご都合により欠席となっておりますので、会議の進行につきましては、札幌市子ども・子育て会議条例第6条第3項に基づきまして、梶井副会長に会長職務代理者をお願いさせていただきます。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。

追加で送付させていただきました議事（1）の「札幌市子どもの貧困対策計画の策定について」に関する資料1-1と資料1-2も含めまして、次第に記載のとおり資料1-1から資料6まで全部で10部となりますけれども、資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからは梶井副会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

2. 議 事

○梶井副会長 梶井でございます。

本日は、私が議長を務めることになりました。どうぞよろしくお願いいいたします。

終了時間は、およそ2時間後と予定しておりますので、限られた時間の中で活発なご議論をいただければと思います。

それでは、早速、議事の進行に入りたいと思います。

お手元の議事次第に従って進めてまいりたいと思います。まず、議事（1）の札幌市子どもの貧困対策計画の策定について、最初に事務局からご説明をお願い致します。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

私から、札幌市子どもの貧困対策計画の策定についてご説明いたします。

子どもの貧困対策計画につきましては、前回9月のこの会議で骨子に相当します素案についてご報告させていただきました。その後、作業を進めてまいりまして、このたび子どもの貧困対策計画の案を取りまとめたところでございます。

今日は、資料として概要版と計画書の2点をお配りしておりますが、計画書はページ数が大変多いものになっておりますので、概要案に沿ってご説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。

まず、計画策定の背景としましては、子どもの貧困率について、平成27年に13.9%となり、前回の平成24年に比べて改善が見られたものの、未だおよそ7人に1人の子どもが貧困の状態におかれております。

国では、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行し、同年8月には子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されております。

本市の計画の策定の趣旨は、平成28年度に行いました実態調査で明らかになった課題に対応するための新たな取り組みなどを体系的に整理し、計画的に進めることで、困難を抱えている子ども・世帯をより効果的な支援に繋げることとしております。

計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間としております。

次に、右側の第2章、本市の子どもの貧困等の状況です。

こちらの詳しい結果は、計画本書の6ページから32ページに記載しておりますので、後ほど目を通していただきたいと思います。

ここでは、昨年度、市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会の三つの方法により実態調査を実施いたしました。その結果から、札幌市における子どもの貧困の状況・課題を五つに整理したところでございます。

一つ目は、相談・支援における課題です。

困難を抱えている世帯ほど、相談する人がいない、相談窓口を知らない、あるいは、周囲から困難に気付くことが難しい、相談窓口への行きづらさを感じている世帯がいることなどから、相談支援体制の充実強化と支援策の情報を確実に届けるための広報が必要となります。

二つ目の課題としましては、子どもの育ちと学びにおける課題です。

子育ての負担が増加する中、子育て世帯が孤立する傾向にあること、また、困難を抱えている世帯では、学習環境が整わず、学習の理解度も低い傾向があります。家庭や学校に居場所がないと感じる子どもがいることなどから、子育て世帯の不安を解消する相談支援や、学習意欲の向上にも寄与する子どもへの様々な学習機会の提供、地域の子どもの居場所づくりなどが必要となります。

三つ目は、若者の社会的自立における課題です。

困難を抱えている世帯では、大学進学希望が低い傾向にあること、また、身近に適切なモデルがいないため、進学や就職に対するイメージが持てない子どもがいることなどから、若者の進学・就労等の希望の実現に向けた進路支援や就労支援、困難を有する若者への相談支援等、若者の社会的自立に向けた支援が必要となります。

四つ目は、生活基盤の確保における課題です。

教育資金の準備状況に差が生じるなど、世帯の経済状況が子どもに影響していること、また、仕事をしているにもかかわらず収入が少ない世帯があり、特に母子家庭でその傾向が強いことなどから、保護者への就労支援や生活基盤を確保する経済的な支援が必要となります。

五つ目は、特に配慮を要する世帯への支援における課題です。

児童養護施設入所児童は、施設の退所と同時に自立を余儀なくされることから、退所後の生活や進学等への支援が重要となること、また、ひとり親家庭は経済的に苦しい世帯が多く、様々な困難を抱えやすい傾向にあることなどから、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭、生活困窮世帯などへは、生活状況に応じたきめ細かな支援が必要となります。

続いて、2枚目をご覧ください。

実態調査から確認された子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、この計画における基本理念としましては、全ての子どもは可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく豊かに成長し、発達していく権利が認められています。

札幌市では、第1に子どもの視点に立って、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指してまいりますとしています。

なお、札幌市は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例、いわゆる子どもの権利条例を制定していることから、基本理念のこの部分は条例の考え方を取り入れたものとしております。

次に、この計画では、子どもの貧困を主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態と捉えています。

また、この計画の対象は、「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族とすることを基本としております。

なお、ここで言う子ども・若者とは、生まれる前の妊娠期から社会的自立へ移行する年齢層としておおむね20代前半までとしております。

次に、施策の体系としましては、先ほど申し上げました五つの課題に対応する五つの基本施策を設定いたしました。

右の第4章、施策の展開をご覧ください。

ここでは、主な事業・取組として新規事業や拡充と表記している項目もごさいますが、これらも含めた予算を伴う事業につきましては、現在、予算の編成作業中であり、現時点では未確定となっております。予算要求中の内容に基づく記載となっていることについてご理解をお願いいたします。

まず、基本施策1、困難を抱える子ども・世帯を必要な支援に繋げる取組の推進の施策1-1、気づき、働きかけによる相談支援体制の充実では、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援に結びつける体制の強化や、関係者への研修・啓発などによる子どもの貧困への理解促進などを図ってまいります。

施策1-2、地域や関係機関・団体との連携による支援では、地域における支援機関や

団体等とのネットワーク形成などによる連携促進や必要な支援策を届ける広報の充実などを行ってまいります。

基本施策2、子どもの育ちと学びを支える取組の推進の施策2-1、乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援では、子どもの医療費助成や保護者の保育ニーズに応じた保育施設の整備などを行ってまいります。

続いて、3枚目をご覧ください。

施策2-2、子どもの学びの支援では、生活困窮世帯やひとり親家庭、児童養護施設入所児童など、特に配慮を要する世帯の子どもの対象とした学習支援などを行います。

施策2-3、子どもの居場所づくり・体験活動の支援では、地域の子どもの居場所づくりを推進するため、効果的な支援策の検討などを行ってまいります。

基本施策3、困難を抱える若者を支える取組の推進の施策3-1、社会的自立に向けた支援では、高校中退者等を対象とした学習支援の実施を検討しているほか、ひきこもり地域支援センターを初め、関係機関の連携によるひきこもりの方とその家族への支援の充実などを図ってまいります。

基本施策4、保護者の就労や生活基盤の確保の施策4-1、保護者の自立・就労の支援では、女性の多様な働き方を実現するための支援や、ひとり親家庭への学び直しの支援や就労支援などを行ってまいります。

施策4-2、生活基盤の確保に向けた支援では、各種手当や貸付金の支給、住宅確保のための支援などを行ってまいります。

基本施策5、特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進では、社会的養護を必要とする子どもへの支援として、児童相談体制の強化や養育状態の改善等が必要な世帯への支援員派遣などに取り組みます。

ひとり親家庭への支援、生活保護世帯、生活困窮世帯への支援として、個々の状況に応じた相談支援や就労支援、子どもへの学習支援などを行っていきます。

最後に、第5章、計画の推進については、基本施策ごとに指標を設定し、平成28年度の現状値と34年度の目標値を設定しております。

このほか、子どもの貧困の現状と、対策の取り組みの普及啓発の推進、計画の取り組み状況等の検証等の実施体制、子どもの貧困に関わるデータや情報の収集による実態把握などについても実施に努め、子どもの貧困対策を一過性のものにすることなく計画を推進する体制を整えてまいります。

以上が子どもの貧困対策計画の案でございます。

なお、第4章のそれぞれの基本施策ごとの事業・取り組みにつきましては、計画書では40ページ以降にそれぞれ掲載しておりますので、こちらのほうも後から目を通していただければと思います。

以上が子どもの貧困対策計画の案でございます。

なお、この計画案につきましては、今後、議会の委員会の審議を経まして、2月にはパ

ブリックコメントの実施を予定しており、3月末までの策定を予定しております。

最後に、1カ所訂正がございます。

お配りした資料1-2の計画書(案)の52ページをご覧ください。

一番下の主な取り組み一覧の15番、義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成事業の説明文につきましては、正しくは「札幌市立小・中学校へバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。」となります。

大変失礼いたしました。おわびして訂正いたします。

私からの説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○梶井副会長 皆様、ただいまの訂正部分はご了解いただけましたでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井副会長 それでは、札幌市子どもの貧困対策計画の策定について、皆様からご質問もしくはご意見がありましたらお寄せいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○異委員 札幌市子どもの貧困対策計画(案)の70ページで、計画の推進について、目標値が定まっているのですが、基本施策4の保護者の就労や生活基盤の確保で、ひとり親家庭の親(母子家庭)の就業者に占める正規の職員の割合が現状値に対して目標値が低いのではないかと感じます。今、安倍内閣でも働き方改革で正規職員を100%にすると言っているのに、母子家庭の正規職員を35.8%から45%にしたところで、どれだけ貧困が解消できるのでしょうか。もう少し力を入れて頑張ってほしいところだと思いますが、その点に関して札幌市の考えはいかがでしょうか。

○梶井副会長 札幌市ではいかがでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) このひとり親家庭の親(母子家庭)の就業者に占める正規職員の割合につきましては、本日、この後、ご報告いたしますひとり親家庭等自立促進計画でも同じ目標値としているものをここで取り入れているものでございます。

ひとり親家庭の担当からご説明いたしたいと思います。

○事務局(北川子育て支援課長) 子育て支援課長の北川でございます。

今、ご指摘のあった点でございますけれども、母子家庭の正職員の割合について、目標値を45%にしているのが低いのではないかというお話がございました。これにつきましては、あくまでも現状の正職員の割合から10%増を一旦の目標に仮置きしております。まさに今、様々な議論が行われているところでございますので、社会情勢の変化に応じて、年度の途中あるいは計画期間の途中でも見直しが必要になってくるかと思いますが、一旦、現状を仮置きさせていただいたものでございます。

○梶井副会長 現状よりも10%アップということで、それ以上の積算根拠はなかなか難しいと思います。特に10%上げるために具体的にどういう施策をとるかというところまでご説明いただけますか。

○事務局(北川子育て支援課長) 正職員の割合を高めるために有効だと我々も分析して

いるのは、やはり、様々な資格を取得していただくことだろうということで、これまでも資格取得のための支援の事業に力を入れてきたところでございます。

ただ、この指標につきましては、前回は平成24年度の調査で36.2%だったものが平成29年度の調査、現状値で35.2%と大きな進捗がないこともあって、施策の取り組み上、今後も引き続き正職員の割合を増やすべく資格取得に力を入れていくようにしておりますけれども、例えば100%という大きな進捗にはならないと理解しているところです。

○品川委員 ひとり親家庭等自立促進計画にかかわっております、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会でここを検討したときの議論を思い出しましたので、補足させていただきたいと思えます。

ひとり親家庭の方は、生活の自立もそうですが、同時に子育てをすることがとても大きい役割で、お一人で生活を支えることと子育ての両方をしていくときに、実際に当事者の方から見れば、現状の働き方の中で正職員では負担が大きい、あえて正職員ではないことを選びたい人もいることが前提にありました。

ですから、私たちとしては、自立ももちろん大事ですが、そのときのご家庭の状況、それから、どうありたいかということを加味しながら検討していく視点が大事ですねということの延長線の中で、これまでの計画の数値と今後を考えたときに10%増というのがありました。決してこれでいいと思っているわけではないのですが、現実的なことを踏まえた上で、この数字に落ちついたように記憶しています。

○梶井副会長 議論の経緯をご説明いただきましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

皆様、ほかの観点でいかがですか。

○松本副会長 これについては、前回、児童福祉部会でかなり議論をしたと思えますが、今のご説明にはなかったもので、児童福祉部会でどういう議論が出たか、それを踏まえてどこが変わったのは、あるいは、変わらなかったのかについて、整理してお示しいただいたほうがよろしいかと思えます。お願いできますでしょうか。

私も、児童福祉部会の資料を忘れてしまいましたので、今、手元にはないのですが、議論を踏まえて児童福祉部会の案からどこが変わったのか、あるいは、変わっていないのかもお示しいただけますか。

○梶井副会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 成果指標の設定につきましては、色々意見をいただいたところでございます。

まず、基本施策2のところ、大きな目標の設定ということで、もう少し個々の事業の取り組みに沿った指標を設定できないかという意見をいただきました。これにつきましては、検討しているところでございますが、今の時点ではこれにかわるようなふさわしい目標がまだ考えられていない状況でございます。今後、パブリックコメントなどをいただい

て、そこでも色々と意見を頂戴していく中で、引き続き検討してまいりたいと考えているところでは。

そのほかにいただいた意見としましては、基本施策5の二つ目の今後の生活に不安があるひとり親家庭（母子家庭）の割合については、最終の目標値が80%となっておりますが、もっと低い数値を目指すべきではないかという意見もいただいたところでございます。これにつきましては、一旦、この数値で考えていきたいということで、当初の案どおりにしております。

児童福祉部会にご説明して、そのほか色々と意見もいただきましたけれども、そこで今回ご説明差し上げた案では、まだ検討中ということで、大幅な修正はしておりません。今後の議会での議論やパブリックコメントの意見をいただきながら、再度、検討して反映できるものは反映して、最終的な案に盛り込んでいきたいと考えているところです。

○松本副会長 私は、児童福祉部会長という立場でそこに関わりました。児童福祉部会での議論を振り返りますと、目標値だけではなくて全体的にかなり手厳しいご指摘をいただいたと考えています。もしご出席の委員の方で、補足なり私の理解に間違いがあれば後で修正の発言をいただきたいと思っております。

特に全体としての案は、色々なものが整理されてとてもわかりやすくなったことは認めるといっていいのですが、どこに重点を置いて、どういうことを売りにしていくのかが見えにくいのではないかと趣旨の手厳しいご発言が複数の方からあったかと思っております。

それから、目標値についても、いくつかの意見が出て、数値そのものがこれでいいのか、もう少し高いところを目標にすべきではないかというご意見も出たと思っております。基本施策5については、私の発言ですが、そもそも目標値の考え方で、生活保護世帯の子どもの高校進学率は一般世帯の子どもの進学率にほぼ並んでいるわけです。ですから、国でもそうになっていますが、この目標値はむしろ大学進学率にすべきではないか、あるいは、中退を防ぐという観点での目標値の設定が妥当ではないかという意見で、これは何人かから出たと思っております。例えば、私が記憶しているそのときの保護の担当の方のご発言では、高等学校進学はまなべえで学習支援をしているので、それは施策との対応で目標値を設定すると。大学進学のところは、国の動向を見て、国が変われば変える必要もあるかもしれないということだったかと思っております。国の施策は、大学進学を推すということで、色々と動いています。

それはそれとして、私自身は、大学進学を入れるべきだと思っております。考えとして、施策と対応で高校進学のことを支援している施策があるからこれというふうの一つ考えました。そうすると、今度は今ご紹介があった基本施策2のあたりで、かなり漠然とした大きな目標ですから、個別のどの施策を対応して、これが上がったり、下がったりしたとしたら、どの施策をどういじったらいいのかという評価ができないような個別支援は対応できない。あるところでは個別施策に対応しますというふうにして、あるところではかなり大きな目標値を上げているというふうにして、目標値の設定の仕方や考え方自体がかなりばらついてい

るのではないかという趣旨のご発言が私も含めて何人かからあったと思います。

もちろん、個別の項目はこれでいいのか、目標値の目指すべき水準についての議論もあったと思います。これの考え方そのものは、特に計画の推進状況の把握ですから、どの施策なり、どこに対応しているのかを明確にするならすると、もう少し大きなところにするなどめり張りがないと、次の見直しのときに困ると私個人も思いますし、そういう趣旨で色々な議論が出たのだと思います。そうすると、今日の段階でもご検討中ということですが、考え方も含めてかなり大きく変更するのがよろしいのではないかということが私の意見であります。

もう一つは、大きく出たところで、これも私自身も個人的な考えとして申し上げましたが、実施体制です。初めてスタートするので、今、札幌にどのような施策があるかを整理してみ、いくつか追加で加えるということ自体はスタートしてあることだと思うのです。これをどんなふう to 実施していったら、実施した中でもう少しブラッシュアップしていくかという実施体制のところをきちんと書くべきだし、そこをきちんと構想すべきだと思います。あるものをブラッシュアップというより、ないものをつくっていくという観点で、実施体制をきちんと書き込むべきではないかという意見も出ました。それは部会でもおおむね了承されて、その方向でのご意見があったかと思います。

そこについて、担当者というよりはそれを専門にするような担当部署をきちんとつくって見直していく中で、例えば、中間見直しで指標そのものの見直しの議論ができるような体制がよろしいのではないかという議論の内容だったと思います。ですから、そこについては、恐らくご検討されているかと思いますが、改めてここで申し上げて、この場でも議論を共有したいと考えております。

もし私の理解に間違いがございましたら修正等をお願いできればと思います。

以上です。

○梶井副会長 同じ部会のメンバーの皆さん、もしくは、それ以外の皆さんでも、この件について何かありませんか。

○秦委員 松本副会長からご発言いただいた内容は、私も部会に出ていて同じような意見を述べさせていただきました。

担当部署で前回の部会を踏まえて今回の子ども・子育て会議に出せる段階までまだ仕上がっていないと思って今日は参加させていただいたので、今、松本副会長がおっしゃった内容を踏まえて、改めて次回あたりにはしっかりとまとまったものが出てくると理解しているところです。

また、私も会議の中で発言させていただいたのですが、私と梶井副会長が以前入っていた子どもの権利条例の制定委員会の中で議論されていたことと、ここで議論される貧困対策のことは比較的同じようなことで、先ほど松本副会長もおっしゃいましたけれども、では、どこを貧困対策の中の重点項目として上げて、札幌市はどのような形でそこに取り組んでいくのかというあたりがまだ十分焦点化されていないと感じます。その辺は、これから

時間をかけていくかと思えます。

○梶井副会長 パブリックコメントが2月に募集されますので、市民の皆様からも様々な意見があると思えます。それ以前には、我々の会議としては、もう少し部会の経緯も含めて反映した形でまとめたものをパブリックコメントに出していただきたいということが一つあるかと思えます。まだ、部会での議論が反映し切れていない部分があるのではないかとのご指摘だったかと思えます。

それから、数値の設定についても、もう少し施策と対応した形での精査も見えてきたほうがいいのかというところで、そこに関してもまだこの案ではもどかしさがあるということだったかと思えます。

今、ここでというわけにはいきませんが、私どものそういう思いを改めて反映させていただければと思えます。

○松本副会長 強調しておきたいのは、やはり全部を完璧な計画にできるかどうかというのは別にして、時間的なこともあるかと思えますので、4月からまず走ると。ですから、より推進体制をどうするか、あるいは、4月以降の検討や検証体制をどうするのかがかなり明確になった形で、一旦これでやりましょうというふうになっていると、全体としては議論がしやすいのではないかと考えております。

特に、目標のところは、逆に、一旦走り出しましてこれが目標だからと固定されてしまいますと、今度は計画の中身が縛られるというふうになってくると思えます。そういう形での推進体制なり担当部署の新設も含めてご検討いただければ、その後の我々の議論も具体的にできると思えます。検証も具体的に進めていけるのではないかと考えております。

繰り返しですがけれども、強調しておきたいと思えます。

○梶井副会長 皆様、ほかの観点で何かございませんか。

○内山委員 資料4-2の支援制度の認知度が低いという表がありまして、それを受けて広報の充実を図るということですが、その認知度が低いというのはどこに原因があるとお考えなのか、伺いたいと思えます。

支援制度の内容は結構充実していると思うのですが、離婚、死別した場合に役所に届け出などをした際に、当該者の方はリーフレットなどがもらえていると思えますし、この世代の調べる方法としてネット検索などが身近だと思えます。それから、「ひとり親」「お金ない」「札幌」というふうに入れると、市がこんなことをやっていますというものが出てきます。

私自身は、不登校の子たちに中学校で対応しておりまして、ひとり親の子どもたちがとても多いのですが、学校の先生はどれぐらい貧困に困っているか、そんなに把握していないような状況が見受けられますので、こういった形で広報の充実をさらに図っていかれるのかをお伺いしたいと思います。

○梶井副会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（北川子育て支援課長） 今、ご指摘のありました資料4-2は、この後ご説明

しようと思っておりましたひとり親家庭等自立促進計画の内容に関わることかと思いますが、今、ご指摘がございましたので、私からご説明したいと思えます。

支援制度の認知度が低い部分に関しては、これまでも様々な形でパンフレット等の周知を図ってきたところです。ひとり親の方々は、例えば、ダブルワークやトリプルワークという形で、色々なパンフレット類に目を通す時間がないというお話をよく聞いてまいりました。

今、委員からも少しお話がありましたけれども、今度は新たにどういう広報をしていくのかに関しては、まさに今おっしゃられたような戸籍の窓口で届け出をした際に直接お配りすることや、あるいは、児童扶養手当というひとり親の方に提供しているサービスがありますけれども、こちらは、年に1度、現況届を出していただくための通知をします。その通知が対象全家庭に送られますので、その通知の中に制度のご案内のパンフレットを入れていくことや、最近の若いお母さん方であればスマホのアプリで情報をとっていくことでもありますので、今年度、子育て情報サイトや子育てアプリを札幌市でリリースしましたけれども、そちらの中にもひとり親家庭の支援施策をまとめて情報提供しております。そういったご案内も、パンフレットあるいは通知の中に入れて周知を図ってまいりたいと考えております。

○梶井副会長 前回の会議でも出たかと思えますけれども、一番支援が必要な人のところに情報が届いていないことのもどかしさが解消されておられません。ここら辺は、強く充実したい項目として指摘してきた点であると思えます。様々な角度から強化していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○岡田委員 今のお話と重なるというか、繋がる場所もあるのですが、子育て支援をしている立場から見て、情報を知らなかったのだなという方たちも、まだまだたくさんいらっしゃる一方で、情報は届いていて、どういう支援があるかがわかっているが、自力でそこに行くことができない人たちがかなり多いのだなという実感があります。私たちが関わる場所は子どもを育てているお母さん、お父さんたちですが、誰かが伴走しなければそこを実際に活用することができなかつたり、支援に繋がることのできない現状もあります。体制が整っているだけではなくて、そこは人の力が必要だとすごく感じています。子育てや生活するのに力が足りなかつたり、自力でできない方たちと一緒に動く人たち、人の手が必要かと日ごろからすごく感じています。

それとあわせて、子育て世代ではないですが、色々な支援や体制が18歳までというところが非常に多く、18歳から今現在成人と言われている20歳までの2年間は、その青年たちがぼんと投げ出されたような、急に支援の手を差し伸べる厚さが薄くなっていくようなイメージも感じております。この年代に親になるような若い方たちもおりますし、そういったところは、これからどうやって労働して安定した生活をしていこうかという貧困の連鎖みたいなところを断ち切るのにいいタイミングの年代でもあります。私は、そこに

も人の力が必要かなと思っています。

意見として発言させていただきました。

○梶井副会長 ちょうど18歳から20歳までのエアポケットになっているような年代の支援、それから、奨学金を返すのが非常に負担な人が3割以上というデータがあるわけですが、予想しなかったかたちで若年層の非正規化も進んでおりまして、私も大学の教員なものですから学生からよく聞くわけです。そういうところの支援策というのも薄いということで、まだまだ全てを充実するところまではいっていない部分もあるかと思えます。今、ご指摘いただいたとおりかと思えますけれども、この会議でそういう意見が出たということで、また次回までに反映させていただけるような方向性が示されればありがたいと思えます。

○箭原委員 今、言われたことに関連すると思うのですが、これだけ子どもの人数が少なくなってきました。そこに手をかけるのが、これからの未来、税制でも、商売でも、何でもいいのですが一番いいと思うのです。その中で、スクールカウンセラーは大分出てきていますけれども、カウンセラー自体がそこに常駐ではないのです。スクールカウンセラーは、常駐して初めてその子をずっと見ていられると思うのです。ですから、そこをもう少し厚くしていただきたいと思えます。

それから、スクールカウンセラーだけではできないキャリアカウンセラーも大事になってくると思うのです。特にひとり親家庭の場合には、親の背中を見てといっても、ダブルワーク、トリプルワークのお仕事を見ている、それ以上の明るい未来が見えないのです。その中で、学校でキャリアカウンセラーが、あなたはこういうものもできるのだよ、これからこうやってなるのだよ、こうやって学んでいけばこういうものにもなれるという未来を見せてあげることが子どもにとってはとても大事ではないかと思っています。

この辺にお金をかけていただくと、札幌市としても税制もよくなっていくのではないかと、稼げる子どもを育てるのが目標になってくれたらいいのではないかと思っています。

○梶井副会長 ご意見をいただきました。

今、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについても、予算要求中ですが、なるべく多くと思えます。

ほかの観点でいかがでしょうか。

○北川委員 先ほどの方と同じような意見ですけれども、児童発達支援センターに来る親御さんでも、やはり保健師がずっと一緒に付き添ってくれて、それから、障がいの制度の相談支援専門員の方が役所に行き行って色々な制度と結びつけることで、やっと制度に結びついて暮らしていける方がかなりたくさんいます。やはり、寄り添っていく存在はとても大事だと思います。

質問ですけれども、40ページの主な取組一覧の1番の困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化がきっとそれに当てはまるのかなと思ったのです。これがもし実現したら、そのような制度になり得るのでしょうか。

○梶井副会長 事務局のほうでお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 計画書の40ページの1番に記載しております困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化ということで、今おっしゃられたとおり、なかなか自ら相談に行けないような世帯も少なからず存在しております。そのような方々を支援に結びつける体制として、アウトリーチできる仕組みを考えていきたいと思っております。

また、様々な支援策がありますので、そういう支援策を組み合わせ、相談や実施の窓口に繋げるようなコーディネートする機能も必要だと考えております。ここの1番でそのような仕組みを検討し、実現していければなと思っているところでございます。

○梶井副会長 よろしくお願いいたします。

ほかにありますか。

○吉田委員 私は、部会には参加していないので、この場でしか発言ができませんし、この計画はこの場で見せていただいております。

先ほどもご意見が出ましたが、この計画の肝といいますか、打ち出すポイントが見えてこない、総花的な印象を受けます。

私は、実は、さっぽろ未来創生プランの会議の委員もやっています、今も出ましたが、少子高齢化社会の中で札幌市も人口減少に陥ってくるということで、これをどうやって抑制していこうかがありまして、安定した雇用や子どもを産み育てられる環境をどうやってつくっていこうかということが議論されています。

この貧困対策の計画とも重なる部分があると思っておりますので、札幌市の中には色々なプランがあると思いますが、そこら辺の整合性は局をまたいできちんと情報を共有しているのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、事業の関係で、新規事業とありますけれども、今、予算査定中ということでございますが、ざっくりで結構なので、札幌市子どもの貧困対策計画に関わる新規事業の予算要求額といいますか、どれぐらいの規模の予算を要求しているのでしょうか。ここら辺の細かいところはわからないかもしれませんが、ざっくりで結構ですから、それをお聞きしたいと思います。

先ほどからも出ていますが、実施体制といいますか、色々な事業が盛りだくさんになっていまして、既存の事業をかなり整理して1冊にまとめたと思っております。これを、ここにいらっしゃる方でも、子ども未来局や保健福祉局と局をまたいでおりますし、ここに各区出先も絡んでくるわけです。この計画を実行するには、実際に住民と一番近いところでどういう体制が組めるかということが極めて重要だと思っております。

最後に、この計画の趣旨が最初に書いてあるのですが、困難を抱えている子どもやその世帯をより効果的な支援に繋げることでございます。例えば、待機児童であれば待機児童ゼロということのスローガンのように掲げるわけですが、この貧困対策を推進することによって貧困家庭を限りなくゼロに近づけていくという思いがどこかに書かれているといいのか

など個人的に思っております。

これは、最後に意見として言わせていただきます。

○梶井副会長 ご質問について、事務局からお答えいただければと思います。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） まず、一つ目の札幌市の他の計画との整合性でございます。概要版の1枚目の左下にも表を記載しておりますけれども、まず初めに、総合計画であります札幌市まちづくり戦略ビジョンに沿って、この札幌市子どもの貧困対策計画を取りまとめております。

そのほかに、その右に書かれております個別計画がたくさんございますけれども、札幌市の様々な計画を見ているまちづくり政策局とも協議しながら、これらの計画とも整合性をとりながら計画をまとめたところでございます。

それから、新規事業などの予算要求額ですが、新規事業と拡充を考えている事業がございます、本当に大まかですが、その新規分と拡充分を合わせて約2億円程度となっております。

○梶井副会長 わかりました。

○松本副会長 先ほどスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの話もありましたし、実際にどんな体制を組むかもありましたけれども、例えば、アドボケイトなりアウトリーチも含めて、どういう構築といいますか、エリアを念頭に置いてそれをつくるかはぜひご検討いただいて、また、ここでも議論すべきことだと思います。

札幌市は大きいですし、各区に割っても大きいです。例えば、小学校区や中学校区など住民から見てもわかりやすいような形でのエリアを念頭に置いて、そこに相談体制なり周知の体制などどういう資源を配置していくのか、全市一斉には無理だと思いますけれども、モデル事業なり重点のようなことでエリアを念頭に置くことが実際的かと思います。それが上手くいって、広げていくことに繋がるかと思いますので、その点も含めてご検討いただければと思います。あるいは、ここにも議論の素材をいただければと考えています。

○梶井副会長 それでは、全体の議事の進行もございますので、この議題については、一旦切らせていただきたいと思います。

活発なご議論をありがとうございます。

次に、議事（2）に入ります。

幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準について、まずは事務局からご説明をお願いします。

○事務局（田中施設運営課長） 施設運営課長の田中でございます。

このたびの幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準につきましては、昨年11月の認可・確認部会におきまして、審議、ご承認をいただきました後、若干の修正部分を含めまして、委員の皆様方に資料を送付させていただいたところでございます。これにつきまして、皆様方から特にご意見等は寄せられておりませんが、この場をかりまして、主要なポイントに絞って改めて簡単にご説明を申し上げたいと思います。

まず、認定こども園の各類型についてと基準を検討するに当たっての考え方についてご説明いたします。

お手元の資料 2-1 をご覧ください。

初めに、認定こども園の各類型についてですが、認定こども園は、簡単に言うと幼稚園と保育所の両方の性格をあわせ持った施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 類型がございます。

幼保連携型認定こども園は、学校としての教育及び児童福祉施設としての保育の両方を実施する単一の施設でございまして、本市が認可して認定こども園となっており、既に基準等については条例化し、運用しているところでございます。

一方、幼稚園型認定こども園は、認可施設としての類型はあくまで幼稚園でございます。これは北海道が認可しておりますが、これに保育所としての機能を備えて一定の基準を満たすことで、認定こども園としての認定を受ける施設でございます。

同様に、保育所型認定こども園は、札幌市が認可しております認可保育所に幼稚園としての機能を備え、一定の基準を満たすことで認定こども園としての認定を受ける施設となります。

また、地方裁量型認定こども園は、幼稚園、保育所ともに認可されていない施設が一定の基準を満たすことで、認定こども園としての認定を受ける施設となります。

続きまして、認定要件に関する基準を検討する際の考え方についてですが、資料中ほどの 2 条例を制定するにあたっての基本的な考え方をご覧ください。

平成 29 年 4 月 26 日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、俗にいう第 7 次地方分権一括法によりまして、平成 30 年 4 月に、先ほどご説明しました幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 3 類型の認定権限が北海道から本市に移譲されることとなっております。このことにより、認定するに当たっての基準の考え方については、北海道の認定基準を定めた条例の考え方を基本とし、その上で同じ認定こども園の幼保連携型認定こども園における札幌市が定めた基準との並び、あるいは、本市が従来定めている保育所等の基準を踏まえた内容としております。

また、認定要件に関する基準は条例で定めることとされており、現在、新条例制定に向け、文言等の細かな部分の調整を並行して行っておりますが、来月、2 月 20 日に開会いたします平成 30 年第 1 回定例市議会に議案を提出する予定でございます。

なお、皆様方に資料を送付させていただいた後、昨年 1 月 9 日から 1 カ月間、簡易な形での市民意見の募集、簡易パブコメとっておりますが、これを行っておりますけれども、特段の御意見等は寄せられていないことをご報告いたします。

それでは、A 3 判カラー刷り横の資料 2-2 をご覧ください。

こちらは、昨年、認可・確認部会終了後にお送りしたものと追加でお送りしたものを合体したもので、若干、体裁が変わっておりますが、内容は変更ございません。

この表は、認定要件に関する基準を左側から本市の基準案、国の基準、道の基準、また、一番右側になりますが、参考に本市の幼保連携型認定こども園の認可基準を示しております。これは本市の基準案が国基準、道基準に対してどのように対応しているかを記載しており、本市独自の上乗せがある場合は項目の内容の部分を緑色に塗っております。その上で、上乗せ箇所について赤字で示しております。

なお、国基準や道基準には基準がない項目で、本市で新たに基準を設ける場合は青字にしております。

それでは、初めに、認定に関する基準についてご説明いたします。

資料におきましては、1番と2番の認定要件のところになります。

こちらは、認定こども園の形態に応じて果たすべき基本的事項を規定した法令上の唯一従うべき基準となっております。条例の内容はこれに従わなければならないとすることから、法律の文言をそのまま規定するものでございます。

なお、これ以外については、全て参酌すべき基準として地域の実情に応じて設定できるものとなっております。

次に、設備に関する基準案についてご説明いたします。

設備に関する基準案については、上乗せ箇所として5保育室等面積をご覧ください。

この項目に関しては、乳児室の児童1人当たりの必要面積を国や道の基準の1.65平米に対し、3.3平米としております。これは、本市が従来、保育所等に定めている基準と同様の規定を設けるべきという考えから上乗せしております。

この従来基準の考え方でございますが、満2歳未満の子どもがほふくを開始する時期には個人差があり、ほふくを開始時期に関する判断を適切に行うことが困難なため、判断の誤りによって子どもの安全確保に支障が生じる可能性があります。このため、乳児室及びほふく室の面積基準を統一しているところであり、認定こども園についても、同様に乳児室及びほふく室の面積基準をより広い基準である3.3平米以上とすることが適当であると考えているところでございます。

次に、おめくりいただいて2ページ目になります。

上の6その他園舎基準をご覧ください。

この項目については国及び道ともに基準の規定がございませんが、本市では幼稚園型認定こども園における保育機能施設及び地方裁量型に対し、保育室等を2階以上に設置する場合に、子どもの安全確保の観点から、保育所等の基準に準じて、構造、避難設備等の規定を設けることとしております。

幼稚園型の保育機能施設及び地方裁量型に限定する理由としましては、幼稚園型の幼稚園部分については幼稚園の認可基準が適用され、また、保育所型は保育所の認可基準が適用されることから、それ以外の部分について、改めて規定を定める必要があるためでございます。

次に、9調理室についてでございますが、これは後に出てきます運営の基準にある食事

提供に大きく影響を受ける部分でございますので、後ほど食事提供とあわせてご説明いたします。

次に、10 その他必置設備をご覧ください。

この項目については、国及び道ともに基準の規定がありませんが、本市では地方裁量型に対し、保育所等の基準に準じて、便所及び満2歳未満の園児を入所させる場合には医務室を必置としております。

地方裁量型に限定する理由としましては、幼稚園型と保育所型については、それぞれの施設での認可基準として規定されていることから定める必要性がないためでございます。

次に、3 ページ目の運営に関する基準案でございます。

まず、13 職員資格の(3) 学級担任及び(4) 保育従事者をご覧ください。

この項目については、認定こども園の類型に応じて北海道が上乘せしている認定要件をそのまま規定しております。具体的な上乘せ部分としましては、それぞれ一定の質を確保するため、厚労省通知で示されている認可外保育施設指導監督基準を準用しまして、有資格者の最低数を3分の1以上とするように規定しております。これは、教育・保育に従事する職員は、保育士資格、幼稚園教諭免許の少なくとも一方は所持していなければなりません。単純にどちらか一方を所持していればよいということにはせず、保育士あるいは幼稚園教諭の最低数をそれぞれの施設に応じて規定するものでございます。

次に、14 認定こども園の長をご覧ください。

この項目についても、学級担任や保育従事者と同じく、北海道が上乘せしている認定要件をそのまま規定したいと考えている項目になります。具体的な上乘せ部分といたしましては、認定こども園の長は、総合の施設長として相応の職責を担うに足る人物で、幼稚園または保育所の運営に精通している必要があるため、幼稚園の園長の資格を有する者または保育所の所長となる資格を有する者として、その要件を規定しております。

次に、15 子育て支援事業に従事する職員をご覧ください。

この項目について、国の基準では規定しておらず、北海道が独自に上乘せしていた項目となります。しかし、本市では、幼保連携型認定こども園の認可基準において、子育て支援事業に従事する職員を専任で配置するような規定はしておらず、この認定こども園との並びを考慮して、国と同じく専任職員に関する規定は設けないこととしております。

次に、16 食事提供をご覧ください。

この項目については、札幌市独自の上乗せを行う項目となっており、2点上乗せしております。

まず、上乘せする1点目が調理業務委託の限定でございます。これは、本市が従来、保育所等に定めている基準と同様の規定を設けるべきという考え方に基づいており、調理業務委託を行う場合は、管理栄養士または栄養士を置いた場合に限り認めることとしております。

この従来基準の考え方ですが、管理栄養士または栄養士を置くことを義務づけることで、

園児の健康状態やアレルギー等に関して、園長、保育士、保護者等から情報提供を受けた上で適切な対応を講じることができるとともに、受託業者に対する栄養管理、食材管理、衛生管理、調理作業、離乳食の個別対応、食物アレルギー対応等に関する指導管理も十分に可能になるという判断によるものでございます。

続いて、上乘せする2点目が地方裁量型及び保育所型における給食について、施設内で調理する方法に限定するというもので、外部からの搬入は認めないということでございます。これも本市が従来保育所等に定めている基準と同様の規定を設けるべきという考え方に基づいております。

なお、保育所型については、そもそも保育所であるため、当然に自園調理をしており、地方裁量型については、既存園である4園全園が自園調理を行っている状況でございます。

また、設備に関する基準で、食事提供とあわせてご説明するとした調理室については、先ほど地方裁量型及び保育所型を自園調理に限定するとしたことから、国基準と道基準で規定されている例外規定の適用をなくし、調理室の必置を規定することとしております。

最後に、21職員資格に関する特例についてでございます。

国や道の基準においては、当分の間の特例として、保育士等にかえて小学校教諭、養護教諭、子育て支援員等を置くことを可とする規定を設けていますが、一昨年9月に本会議でご報告しましたとおり、札幌市においては、この特例を適用しておりません。昨今の本市における保育士の確保はなかなか厳しい状況にあることは否めないところではございますが、適正な保育の質の確保、維持といった観点から、今回制定する条例においても、この特例を規定する必要はないと判断しているところでございます。

以上をもちまして、幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準案についてのご説明とさせていただきます。

○梶井副会長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井副会長 札幌市としても行き届いた設定をしているというご説明でした。

それでは、特段の修正意見等はありませんでしたので、ただいまの事務局案で了承することにさせていただきます。ありがとうございます。

次に、議事(3)札幌市子ども・子育て支援事業計画についてに入ります。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) 保育推進担当課長の伊藤と申します。

資料3によりまして、札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについてご説明いたします。

事業計画の見直しにつきましては、昨年9月1日に行われましたこの会議において、認可・確認部会においてご議論、ご検討いただいた供給量確保に当たっての考え方などの内容についてご審議いただきまして、原案のとおりご承認いただいたいところでございます。

本日は、ご承認いただいた内容に基づきまして、需給に関する数値について、計画案を

策定しましたので、ご説明させていただきます。

本日の説明資料としまして、概要を記載したA3判3枚物の資料3-1をご用意しておりますけれども、このうち3枚目につきましては、前回の会議でご承認いただいた内容やこれまでの経緯等をまとめた参考資料としております。

また、資料3-2といたしまして、A4判の改定版の計画書、いわゆる本書もをご用意しておりますけれども、時間のご都合もございますことから、本日はA3判の資料3-1を用いてご説明させていただきます。

それでは、1枚目の1需給計画のポイントをご覧いただきたいと思えます。

需給計画におきましては、ニーズを大きく二つに分けまして、幼稚園等を利用したいというニーズ、いわゆる教育ニーズと、保育所等を利用したいというニーズである保育ニーズに分けて整理をしております。ここでは、それぞれのニーズに対しまして、計画上、供給量をどのように確保する考えでいるかをご説明いたします。

まず、最初に、幼稚園等を利用したいというニーズ（教育ニーズ）についてでございます、その中の1号ニーズに対しましては、既存の幼稚園等によって必要な供給量が確保できることから、1号のみの供給確保を目的とした新たな幼稚園の整備は行わないこととしているところでございます。

次に、2号ニーズ、つまり満3歳以上で保育が必要な部分に対しましては、既存の認定こども園等では必要な供給量が確保できないことから、幼稚園の認定こども園化を推進するとともに、幼稚園の一時預かり事業により必要な供給量を確保することとしているところでございます。

続きまして、保育所等を利用したいというニーズ（保育ニーズ）についてでございます。

その中の2号ニーズに対しましては、既存の保育所等では必要な供給量が確保できないことから、保育所の新設整備や企業主導型保育事業によりまして、必要な供給量を確保することとしております。

また、3号ニーズに対しましては、1・2歳について、既存の保育所等では必要な供給量が確保できないことから、3歳未満児を対象とする事業でございます小規模保育事業の新設整備によりまして供給量を拡大するとともに、保育所、認定こども園や企業主導型保育事業も組み合わせながら必要な供給量を確保することとしているところでございます。

このような考えのもとで、平成30年度からの2年度間でニーズに対応した供給量を確保していくこととしておりますけれども、現在、国において進めている子育て安心プランや幼児教育・保育の無償化等を含めた新しい経済政策パッケージ、また、計画策定後に判明する大規模開発等によるニーズ変化によりまして、計画期間中においても大幅にニーズが変化する可能性も考えられることから、こういった変化に迅速に対応するために、計画書におけるニーズ量をあらわす量の見込みを適切に補正することによりニーズの増に対応していきたいということで、計画上定めることとしております。

続きまして、2需給計画をご覧いただきたいと思えます。

札幌市における需給計画でございますが、これは10の行政区に分けて策定することとしております。過不足の状況をそれぞれの区ごとに把握した上で、区ごとに新設整備等による供給の確保が必要となります。

この策定過程につきまして、2ページ目の3需給計画の策定過程をご覧いただきたいと思っております。

こちらでは、わかりやすくそれぞれAからJまでの10区に分けて、どのような形で計画を策定するかをモデル的にあらわした資料でございます。

まず、AからJまでの10区の状況を把握するために、区ごとにニーズ量①、供給量②を計上いたしまして、過不足②－①を算出いたします。

例えば、A区では3号の1・2歳に100人の不足、2号教育に50人の不足があることが表の上でわかるかと思っております。また、B区になりますと、3号の0歳と1・2歳に、それぞれ20人と30人の不足があることがわかります。このように、A区とB区では需給の状況が異なっております。

一方、C区をご覧いただきますと、いずれの子どもの年齢区分においても、不足がない状況となっております。

この上で、右側の平成32年4月時点の表をご覧いただきたいと思っております。

今申し上げました需給状況だった場合に、供給量に不足のあるA区、B区に対しましては、新設整備等によりニーズに対応した供給量まで拡大することになります。一方、C区には供給量の余剰がございます、この供給量をそのままにした場合には、市全体としては供給量が余剰な状態となってしまいます。

また、現実の保育所の利用実態としては、勤務先に近いところを利用したいなどの希望により、居住区と異なる遠方の区に所在する保育園に入園している方も一定程度ございます。これらのことを考え合わせまして、現計画においても区間調整ということで、余剰の一定量を他区に充当することとしております。

具体的にご説明いたしますと、A区では、3号の1・2歳の100人の不足に対しまして、新設整備等により80人を増やすほか、C区からの区間調整で20人分の供給量を賄うことによって不足を解消している例がそこに書いてあります。

また、2号教育の50人の不足に対しましては、新設整備等によって40人を増やすほか、C区からの区間調整で10人を増やすことによって不足を解消しております。

一方、B区の3号の1・2歳におきましては、不足する30人分の供給量を区間調整を使わずに新設整備等により確保しまして、C区においては、供給量が充足しているとして新設整備等による供給拡大をしないというふうに、それぞれの行政区の不足の状況等に合わせまして、ニーズを充足する需給計画を策定していることとなります。

また、1枚目にお戻りいただきまして、2需給計画の欄を改めてご覧いただきたいと思っております。

ただいまご説明しましたとおり、需給計画は行政区別に策定をしておりますけれども、

それらを市全体で集計した結果がこの2の下の表となります。

左の表が計画期間中である平成30年度、31年度の2年度間で供給量の拡大状況がどのようになるかを表しております。そして、それによる供給量の全体の変動の結果を右の表に示しているところでございます。

まず、左の表にあります行政区別不足量の合計(A)につきましては、先ほどのモデルにあるところのA区やB区のマイナス数値のみを合計したものでございまして、この数値がすなわち確保が必要となる量となります。

これに対しまして、区間調整や新規整備等によりまして供給拡大量(B)のとおり、2号、3号合計で4,717人の供給量を新たに確保する計画としています。

この結果、右の表にございまして、2号、3号の供給量が平成30年には33,302人だったものが平成32年には38,019人となります。

なお、改定版の計画書には、行政区別に各年度の供給量を掲載することとなりますけれども、見直し後の計画の初年度である平成30年度の予算が現時点で編成中であることから、本日は2カ年度を合算した数値の説明にとどめさせていただいております。今後、市議会への報告やパブリックコメント手続を経て、本年3月末までに計画を策定したいと考えているところでございます。

札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しに係る説明は以上でございます。

○梶井副会長 この件について、皆様から補足もしくはご質問、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

○中村委員 今、待機児童の件が大きく問題となっておりますので、次々に色々な施設が建っていつているのですけれども、幼稚園間、保育園間でありました従来のルールがどんどんなくなっている面があるところを危惧してございまして、次々と建っていった上で、少子化になった場合について、札幌市はどのように考えられているのか、また、本当に質の高いということで、札幌市としての認定要件もございましてけれども、今、幼稚園の認定こども園化を図っていく中で、自園調理の問題がネックになっているということもあります。

それから、潜在的な保育士というか、一度、家庭に入られてお子さんがある程度大きな年齢になって復職する方もたくさんいらっしゃるのですけれども、幼稚園の場合は免許更新が大変大きな問題になっております。特に、今年は6,000人からの免許更新予定者がいまして、今までの倍以上になります。この辺がとても大きな問題になっているのですけれども、できれば政令指定都市の札幌市として独自の対応を何か考えていただけないものか大きなお願いとなっております。

それから、企業主導型の保育の中の地域枠の拡充について、子ども未来局ではどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思っております。

○梶井副会長 事務局からお願いします。

○事務局(伊藤保育推進担当課長)

まず、将来的に少子化になったときに、いわゆる保育定員が過剰になるのではないかと
いうことへの考えというふうに理解させていただきました。

いわゆる子ども・子育て支援事業計画につきましては、現状のニーズ調査を行いまして、
市民に対する保育の需要を把握した上で、それをどういうふうに満足させていくかがこの
供給計画の考え方でございます。これにつきましては、札幌市でどうこうということでは
なくて、国全体の待機児童対策の中での考え方としてそういう形になっております。

ただ、先ほどおっしゃられたような少子化の流れもございますので、この計画の中では
可能な限り既存施設を有効活用していくことが考えの基本でございます。そういった意味
で、特に不足しているいわゆる保育ニーズに対しては、認定幼稚園の認定こども園化を最
大限図りながら、できるだけ今ある施設を活用していこうという考えでございます。

また、企業主導型の地域枠でございます。こちらは、ある意味、国主導の事業でござい
ますので、もちろん札幌市でどうこうということではないのですけれども、これだけの待
機児童といえますか、保育ニーズが増えている中で、企業にとってもそれぞれ独自に、あ
るいは、連携しながら保育所の事業を運営していくということが行われております。

いわゆる保育を希望する従業員にとりましては、地域のあるもの、あるいは、各会社で
それぞれ経営しているものなど、色々な選択肢が増えていくことになると思います。また、
企業主導型となりますと、例えば、立地的にも街中にできたりということがございます。
そういったところにいわゆる地域枠が設定されることによりまして、その地域で色々な形
で保育が供給されることにはなると考えております。

以上でございます。

○事務局（中出支援制度担当部長） 支援制度担当部長の中出でございます。

もう一点、幼稚園教諭の免許更新の話もあったと思います。

基本的には、教員の免許更新ですので、小学校、中学校の先生もそうですけれども、大
変だという話はお会いするたびにお話を伺っておりますが、基本的には教育委員会の所管
になりますので、そちらにも札幌幼さんとしての懸念はお伝えいただいていると伺って
おります。教育委員会でも、幼稚園教諭に限ったことではなく、教員の免許更新のあり方
について、札幌市としてどういった関わりができるのかについては、ご検討いただい
ていると伺っております。そういった検討の中では、できることがあれば対応していくのか
と考えております。

一旦の回答とさせていただきます。

○梶井副会長 ニーズがあり、供給があり、マンパワーがあり、施設がありということで、
改革のスピードが速い局面にあるものですから、現場でも色々悩み事もおありかと思
いますが、そういう形で対応されているというご回答をいただきました。

皆様、ほかにこの件について、ご意見がございましたでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井副会長 それでは、この件については、これからパブリックコメントがあつて、ま

た、市民の皆様からもご意見が寄せられるのではないかと思いますけれども、そちらのほうに委ねていきたいと思えます。

3. 報 告

○梶井副会長 それでは、審議事項は終わりました、報告事項に入っていきたいと思えます。

報告事項（1）札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）の策定について、こちらの報告を受けたいと思えます。

事務局からお願いいたします。

○事務局（北川子育て支援課長） 私から、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）の策定につきまして、簡単に現況をご報告させていただきます。

お手元の資料4-1をご覧ください。

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定するひとり親家庭等の総合的な支援計画であり、現計画である第3次計画の計画期間が今年度末をもって終了となりますことから、平成30年度以降の5カ年計画を策定するものでございます。

検討の経過ですが、前回の子ども・子育て会議でご説明したスケジュールどおり進んでおりまして、8月に計3,400世帯を対象としたアンケート調査を実施したほか、子ども・子育て会議の委員でもあります品川委員や箭原委員にもご参加をいただきまして、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会を設置いたしまして、これまでに3回の会議を開催し、ご議論をいただいているところでございます。

また、計画の策定に当たりましては、子どもの貧困対策計画の策定と連携を図りながら進めておりまして、子どもの貧困対策計画で実施しました子ども・若者生活実態調査の結果を使用しているほか、両計画は支援の対象者や支援策が重なる部分がありますことから、それぞれに関連する事業を相互に計画事業と位置づけたところでございます。

今後の予定としましては、2月上旬からパブリックコメントを実施し、年度内の策定、公表を予定しております。

また、お配りをさせていただきました資料4-2が計画の概要版となっております。

概要についても簡単にご説明させていただきますと、アンケート調査等から、ひとり親家庭は、正規雇用の割合が低いことや生活保護を受けている割合が高いこと、また、ひとり親家庭のための支援制度の認知度が低いことが課題として明らかになりましたことから、次期計画では就業支援や支援制度の認知度向上に重点的に取り組むこととしたところでございます。

また、養育費の確保など、ひとり親家庭のみが抱える課題にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

簡単でございますけれども、私から札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）の策定についての説明は以上でございます。

○梶井副会長 これは、審議事項（１）とも重なっている課題もあると思いますけれども、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○松本副会長 教えていただきたいのですけれども、基本目標３の養育費確保の推進のところですが、施策２に養育費・面会交流に関する広報・啓発とあります。この養育費確保と面会交流は、実際の施策の中でどんなふうに関連づけるのか、あるいは、関連づけないと考えて進めておられるのか、ここの考え方について教えてください。

○事務局（北川子育て支援課長） ただいまご質問がありました養育費と面会交流にどのような関連づけを考えているか、あるいは、考えていないのかということですが、面会交流に関しましては、特に養育費と完全に関連づけてしまうと、例えば、DV案件や様々な案件で子どもが危険にさらされる場合もありますし、実際にそういった事件も起こっております。ここは無理にということではなくて、かなり慎重にやっていかなければいけないだろうという認識をしております。

ですから、必ずしも、養育費と面会交流を結びつけて考えるということではなくて、一つの養育費の取り組みを向上していく範囲の中で安全に行われる場合において、面会交流については行っていく考え方であります。

○松本副会長 私も基本的に同意見で、これは、別マターとして考えて、それぞれ進めていくというふうにしたほうが実際の子どもの福祉の向上に有益であろうと考えています。

近年、厚生労働省の説明で、ここを若干リンクさせて進めていくという説明も見られますので、それはまずいのではないかと思います。説明資料の使い方の問題があると感じておりましたので、今のご説明のとおり、少し安心しました。

以上です。

○梶井副会長 これは、私も色々とかかわっている案件でございまして、現場でも混乱が見られているところと認識しております。

私としても、面会交流の取り組みの目標値４０％については、目標値を立てることが果たして適切かどうか。別に面会交流自体全てに反対しているわけではございませんけれども、そこら辺のところは慎重に考える必要があるのではないかと感じております。私も、ここのところをご指摘させていただきたいと置いていた点です。

ほかにございませんか。

○山田委員 私も同じ点で意見がありまして、発言させていただきます。

弁護士としてDVを受けられた被害者の方の支援を数多く手がけているものですから、養育費確保の推進の基本目標の中にそもそも面会交流が位置づけられることにすごく違和感があります。面会交流ももちろん行政の支援が必要なテーマであることは認識していますし、そういう意見ですけれども、養育費確保の推進という基本目標の中に面会交流が記載され、かつ、目標が設定されることになりますと、仮に先ほどのご説明のお考えだとしても、見る側からすれば養育費と面会交流はリンクしている、養育費をもらうのであれば面会交流をさせないといけないという受けとめになってしまうのではないかと。もしくは、

養育費を払っているのだから面会交流は当然あってしかるべきという短絡的な考えになってしまうのではないかと思います。これはこれでもうパブリックコメントに行くのだと思いますけれども、別項目として立てるべき、全く別の支援が必要なテーマだと思いますので、ぜひそこはもう一度ご検討いただきたいと思います。

○事務局（川原子育て支援部長） 子育て支援部長の川原でございます。

今まさにご指摘いただいたことは、私どもも非常に懸念している部分です。ただ、面会交流も、子どもの権利条約の中で、子どもの権利として、もちろん子どもの利益に配慮しながらということであるのですが、そういう言い方で面会交流も規定されており、そして、養育費と面会交流というのは、国の基本施策の中にセットで語られております。その方針の中に、養育費という項目があり、その中に面会交流が語られている国の大きな方針があって、その中で私どももそれに配慮しながらつくっている状況でございまして、こういった記載ぶりになっています。

皆さんがご懸念のところは、私どもも懸念しております。国がどういう言い方をしているかということ、面会交流と養育費が相関関係にあるとしております。相関関係というのは、因果関係ではないので、面会交流が実施されれば養育費がもらえるようになるという話ではないのですけれども、受けとめ方としてはそういうふうな誤解を受ける表現だなと思っております。

そういう意味で言うと、私どももここは苦しいところですが、国の方針の中でこの計画をつくっておりますので、一定の配慮はしつつも、国の表現には従わないような表現で本文の中では記載させていただいているところです。

具体的に事業を進めるに当たりまして、その辺の配慮は当然していくべきと考えておりますので、面会交流さえ進めればよいという考えでは決してないということだけ申し上げさせていただきたいと思います。

○松本副会長 私が懸念しておりますのは、むしろ国にそう書いてあるということです。やはり、これは札幌市の計画ですから、札幌市として独自に項目を分けるとか、そこについては丁寧な記載をすることがあってしかるべきですし、そのこと自体は国が示している大枠に大きく抵触するものではないと考えております。

たしか、昨年、ひとり親の研修会がございましたときに、厚労省の方も見えて、私もシンポジウムで登壇しました。そのときに、厚労省の担当から、相関関係があると、面会交流がある方が養育費をもらえますというデータの説明がありました。これは、逆に言うと、面会交流がない人でも養育費はきちんともらえるという施策をとるべきと読むべきデータであると考えております。私は、その点については、そういう趣旨の発言をその場でして、厚労省の方もそうですねとおっしゃっています。

そういうふうにご懸念しておりますので、むしろデータの見方は、面会交流がある人が養育費をもらえるという相関関係があること自体は、施策としてはむしろ面会交流がない人でも養育費がきちんと交渉できるというふうに別立ててやるべきだというふうにデータを読

んで、計画として考え方を記載すべきだという意見であります。

○梶井副会長 国に抵触するほどのことでもございませんので、札幌市としては札幌市の方針をきちんと主体的に何らかの書きぶりの中で表現していただければという私どもの意見でございます。よろしくお願いいたします。

ひとり親家庭自立促進計画について、ほかにご意見、お気づきの点などはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井副会長 それでは、次に、各部会での決議事項として2点の審議事項がございましたので、そのことについて、一括して事務局からご説明いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) 資料5によりまして、認可・確認部会の決議状況についてご説明いたします。

まず最初に、9月の子ども・子育て会議の後から現在までに開催しました認可・確認部会の決議状況をご報告いたします。

表の上段には、9月に開催いたしました認可・確認部会でございます。この部会では、新たに認可する幼保連携型認定こども園等の施設や、地域型保育事業、新制度に移行する幼稚園等の利用定員の設定についてのご審議をいただきまして、ご承認をいただいたところでございます。

次に、表の下段でございますが、11月に開催しました認可・確認部会ですけれども、先ほどご報告いたしました幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する基準案についてご審議をいただきまして、ご承認をいただいたところでございます。

このほか、地域型保育事業の認可等と幼保連携型認定こども園等の募集に当たりまして、募集件数を上回る応募があった際の選定基準となる個別審査基準の改正についてご審議をいただきまして、ご承認いただいたところでございます。

認可・確認部会の決議状況についてのご報告は以上でございます。

○事務局(岸相談判定一課長) 引き続きまして、資料6の里親の認定及び2カ月を超える一時保護等について、児童相談所相談判定一課の岸からご説明させていただきます。

資料6をご覧ください。

まず、1にあります児童福祉部会についてですが、前回の会議以降、12月18日に里親の新規認定に伴う2組について審議いただきました。その結果、2組ともに承認されたところでございます。

また、中段以降の2にあります処遇部会につきましては、前回の会議以降、4回開催されております。1、2、3が表面で、裏面に4が載っておりますが、資料に記載のとおり、一時保護が2カ月を超える児童の一時保護継続の可否等について、委員の皆様にご意見をいただき、一時保護の継続が必要等のご判断をいただいたところでございます。

資料6、里親の認定及び2カ月を超える一時保護等については、以上でございます。

○梶井副会長 今の2件は、規定によりまして、各部会で決議し、審議していただいたこ

とでございますけれども、ただいまのようにご報告をいただきました。

皆様から、この件につきましてご質問、ご意見がありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井副会長 これは、全体会で了解したということで、終わらせていただきたいと思います。

以上で、予定されていた審議事項、報告事項は終わりましたけれども、全体の中で特に言い忘れたとかご意見、ご確認がありましたらお出しいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○北川委員 札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、資料3-1のところで、先ほどご説明いただいた企業主導型保育園のことで、国主導とご説明をいただきましたけれども、この計画の中にも企業主導型保育事業のことが書かれてあります。これは前回も話題になったと思いますが、札幌市としての責任はどういうところにあるのか、国主導との関係性みたいなものを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) 企業主導型の保育事業に札幌市としての関わり方でございますけれども、年に1度、認可外保育施設の運営状況や保育の状況を確認させていただくということです。

以上でございます。

○北川委員 企業主導型保育事業が札幌市に新しくできたとか、地域枠の定員は何人ということも全部把握されているのでしょうか。もしくは、札幌市の保育園のパンフレットをつくる時に、この企業主導型保育園もその中に入っているのでしょうか。

○事務局(伊藤保育推進担当課長) 国が補助の決定をしたものについては、札幌市に報告が上がってくるようになっております。その中で、地域枠のある、なしについても報告がございます。

また、区役所等では、通常、保育園等のお申し込みのご家庭がいらっしゃったときに、例えば、認可保育施設が空いていないときに、企業主導型の保育事業、あるいは、幼稚園の一時預かりについて、保育園以外の様々な形で保育のサービスをご案内することになります。その中で、企業主導型やほかの色々な保育サービスについてもご案内しているところでございます。

○山田委員 先ほどの子どもの貧困対策計画の中で質問をしそびれた点がございましたので、お願いしたいと思います。

子どもの貧困対策計画の50ページですけれども、学びを支える取組の推進の3点目の取り組みで、札幌まなびのサポート事業と題しまして、生活困窮世帯の中学生に対する学習支援事業を実施されているということですが、具体的にどのようなことをされているのか、お伺いできればと思います。

私は、先ほどDVの方の支援を数多くしているというお話をしたのですが、やはりお子さんの学習サポートを必要とされていらっしゃる家庭が多いと非常に感じておりますけれど

も、そこになかなか繋がっていない方も多いと思っています。

これは意見ですけれども、高校生で大学を進学希望している、大学を失敗して浪人中であるような方の支援が必要だと思っておりますので、今、3番ではどのようなことをされているのか、お伺いできればと思います。

よろしくをお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 3番の札幌まなびのサポート事業でございますが、これは保健福祉局で所管している事業でございます。生活保護を受給している世帯のお子さん、就学援助を受給している世帯のお子さんに対して学習支援を行っているものでございます。現在、市内で40カ所、1カ所当たり約15名の定員で実施しているものでございます。

対象は、高校進学を目指す中学生ということで実施しております。

○梶井副会長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井副会長 予定の時間になりました。

活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

本会議におきましては、子どもの貧困問題は、待ったなしの喫緊の課題であると認識しております。本日の会議の意見を反映させる形で、スピーディーに、効果的に施策を進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、今日の議事はこれで終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

事務局にお返ししたいと思います。

4. 閉 会

○事務局（徳永子ども企画課長） それでは、これで本日の子ども・子育て会議を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上